

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 新型コロナウイルスによる税制対策

新型コロナウイルスの影響が拡大していることをうけ、国税庁は3月25日、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を公表しました。

<法人税申告納付>

	対応	新型コロナウイルスによる「個別の事情」・「困難な状況」
納税猶予	「個別の事情」がある場合 →個別の申請により、最大で1年間の分割納付が認められる制度があります。	「個別の事情」(例示) 1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合 2) 事業を廃止し、又は休止した場合 3) 事業に著しい損失を受けた場合 例) 新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じた
申告期限延長	期限内申告することにより、「困難な状況」がある場合 →個別の申請により、期限延長(個別延長)が認められる。	「困難な状況」(例示) 1) 税務代理等を行う税理士等が感染症に感染したこと 2) 納税者や法人の役員、経理責任者等が、外国に滞在しており、ビザが発給されない等入出国に制限等がある 3) 経理担当部署の社員が感染症に感染した等により、企業や税理士事務所等において通常の業務体制が維持できない状況が生じた 4) 感染症の拡大防止のため、多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと等

お見逃しなく

1) 消費税

消費税は確定決算に基づいて申告を行うものではないため、新型コロナウイルスにより定時株主総会の開催時期を遅らせたとしても、申告期限延長することはできません。

しかしながら、新型コロナウイルスにより社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます。

2) 繰戻還付制度

資本金1億円以下の普通法人等、一定の青色申告法人は、その事業年度に生じた欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内(災害損失欠損金がある場合には2年以内)に開始した事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求することができます。

なお、繰戻還付制度の適用対象を資本金10億円以下の法人に拡大すると報道されています(2020年3月31日付日本経済新聞朝刊)。